<杉並区障害者福祉推進協議会と地域自立支援協議会設置イメージ図>

旧:杉並区
障害者福祉懇談会
目的:障害者福祉施策の推進にあたりその施策に

旧:杉並区
精神保健福祉連絡協議会
目的:精神保健福祉事業について、関係機関及び団体などの連携を図り、精神障害者に対する地域

## 杉並区障害者福祉推進協議会

〔目的〕
障害者の地域における自立した生活の実現に向け、障害者の福祉及び関連施策の推進を図る。

〔所掌事項〕
○障害者福祉施策の計画策定・推進に関すること
○障害者福祉等施策の推進のための連携に関すること
○障害者福祉に関する区民啓発やまちづくりに関すること
○その他、障害者福祉の推進に関すること

〔委員構成〕
・学識経験者(正、副会長)　・教育関係者(済美養護学校、永福学園)　・社会福祉団体(社会福祉協議会、民生・児童委員協議会)　・就労関係者(ハローワーク新宿、ワークサポートすぎなみ)
・地域団体(杉並区商店街連合会、杉並区長会連合会)　・相談支援及びサービス事業者(自立支援センター、通所施設)　・障害者団体(障害者団体連合会、知的障害者育成会、杉並家族会、視覚障害者福祉協会、聴覚障害者協会、肢体不自由児者父母の会)　・権利擁護関係者(成年後見センター)　・保健・医療関係者(区医師会、中部総合精神保健福祉センター)　・関係行政機関(杉並児童相談所、荻窪警察署)

連　携

## 杉並区地域自立支援協議会

〔目的〕
障害者の地域における自立生活を支えるため、相談支援事業を適切に実施するとともに、医療・保健・福祉・教育・就労等関係機関のネットワーク構築を推進する中核となる

〔所掌事項〕
○相談支援事業の運営に関すること
○地域の関係機関との連携体制の構築に関すること
○適切にサービス利用するための関係者による連絡調整会議の促進に関すること
○その他障害者福祉の増進に必要なこと

〔委員構成〕
・学識経験者(会長)　・障害当事者 2人　・保健医療関係者(区内医療機関医師)　・教育関係者(中野特別支援学校、永福学園、済美養護学校)　・就労関係者(ワークサポートすぎなみ)　・サービス事業者(グループホーム、通所施設、居宅介護事業所)・相談支援事業所(委託事業所6か所)・権利擁護関係者(社会福祉協議会)

〔部会〕
○相談支援部会
○専門部会(地域移行促進部会)

報告

報告・検討

障害者
虐待防止法

設置根拠:
障害者基本法に準じる

設置根拠:
障害者自立支援法に基づく